

大和市告示第120号

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年5月31日

大和市長 大 木 哲

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成21年大和市告示第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「、教育訓練給付制度、大和市高等職業訓練促進給付金等事業における高等職業訓練促進給付金その他これに類する制度による支援」を「の支給」に改める。

第4条第1項中「20パーセント」を「60パーセント」に改め、同項ただし書中「100,000円」を「200,000円」に、「4,000円」を「12,000円」に改める。

第13条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、平成28年4月1日以後に対象教育訓練の受講を終了した者に係る支給額について適用する。